

平成28年1月

配偶者暴力に関する保護命令を
申し立てようとお考えの方へ
(よくある質問とその回答)

広島地方裁判所

目 次

Q 1 配偶者暴力に関する保護命令（以下「保護命令」という。）とは何ですか？	・・・	1
Q 2 保護命令に違反するとどうなりますか？	・・・	2
Q 3 どういう場合に、保護命令を申し立てることができますか？		
Q 4 保護命令を申し立てることができるのは、誰ですか？	・・・	3
Q 5 広島県内で保護命令の申立てを行う場合、保護命令の申立先は、どこになるのですか？		
Q 6 広島地方裁判所に保護命令の申立てをする場合、費用はどのくらいかかりますか？	・・・	4
Q 7 保護命令を申し立てる前に、何かしなければならないでしょうか？		
Q 8 保護命令を申し立てる場合には、どのような書類等を作成することが必要でしょうか？	・・・	5
Q 9 保護命令申立書（別添1）には、申立人の住所を記載する欄がありますが、現在の住所（避難先等）を相手方に秘密にしたい場合には、どうすればよいでしょうか？		
Q 10 保護命令を申し立てる場合には、どのような書類を添付し、提出する必要がありますか？		
Q 11 相手方に秘密にしたい現住所等が証拠書類等に記載されているのですが、どうすればよいでしょうか？	・・・	7
Q 12 保護命令を申し立てると、その後、どのように手続が進みますか？		
Q 13 保護命令の申立てが却下されるのは、どのような場合ですか？		
Q 14 保護命令の申立てが却下された場合、どうすればよいのでしょうか？		

Q 1 配偶者暴力に関する保護命令（以下「保護命令」という。）とは何ですか？

A 1 相手方からの申立人に対する身体への暴力を防ぐため、裁判所が相手方に対し、申立人に近寄らないよう命じる次の各決定です。

下記(3)の子への接近禁止命令、下記(4)の親族等への接近禁止命令、下記(5)の電話等禁止命令は、被害者本人への接近禁止命令の実効性を確保するための付随的なものですので、それだけが発令されることはなく、それが発令されるのは、申立人に対する接近禁止命令が同時に発令される場合か、既に発令されている場合に限りです。

記

(1) 接近禁止命令

6か月間、申立人の身辺につきまったり、申立人の住居（相手方と同居していた住居を除きます。）や勤務先等の付近をうろつくことを禁止する命令です。

(2) 退去命令

相手方と同居していた場合に、申立人が、同居していた住居から身の回りの品を持ち出したり、転居等身の安全を確保するための措置を講じたりするために、相手方に対して、2か月間家から出ていくことを命じ、かつ同期間その家の付近をうろつくことを禁止する命令（注1）です。

（注1） 相手方に大きな不利益を与える内容であるため、前記(1)の接近禁止命令とは異なり、期間が2か月に限定されています。2か月以内に必要がなくなった場合には、別途、取消しの申立てを検討してもらう必要があります。

(3) 子への接近禁止命令

子（注2）を幼稚園から連れ去られるなど、子に関して、申立人が相手方に会わざるを得なくなる状態を防ぐため必要があると認められるときに（注3）、6か月間、申立人と同居している子の身辺につきまったり、住居や学校等その通常いる場所の付近をうろつくことを禁止する命令です。

（注2） ここでいう「子」とは、被害者である申立人と同居中の成年に達しない子に限られ、そうでない子は、下記(4)の「親族等」に該当します。

（注3） 子が暴力を振るわれるおそれがあるときに、命じられるものと誤解されることがよくありますが、そうではありませんので、注意が必要です。

(4) 親族等への接近禁止命令

相手方が申立人の実家など密接な関係にある親族等の住居に押し掛けて暴れるなど、その親族等に関して、申立人が相手方に会わざるを得なくなる状態を防ぐため必要があると認められるときに（注4）、6か月間、その親族等の身辺につきまったり、住居（その親族等が相手方と同居していた住居を除きます。）や勤務先等の付近をうろつくことを禁止する命令です。

（注4） 親族等自身が暴力を振るわれるおそれがあるときに、命じられるものと誤解されることがよくありますが、そうではありませんので、注意が必要です。

(5) 電話等禁止命令

6か月間、相手方から申立人に対する面会の要求、深夜の電話やファクシミリ送信、メール送信など一定の迷惑行為を禁止する命令です。

Q 2 保護命令に違反するとどうなりますか？

A 2 保護命令に違反することは犯罪に該当し、逮捕・勾留されることもあります。刑事裁判になった場合には、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金が科せられることとなります（注5）。

（注5） 必ず逮捕・勾留されたり、刑事裁判になったりするわけではありませんし、また、刑事裁判になったとしても、必ず懲役又は罰金が科されるわけではありません。

Q 3 どういう場合に、保護命令を申し立てることができますか？

A 3 配偶者等（内縁関係、同棲関係も含みます。注6）から、身体に対する暴力を受けたこと又は生命身体に対して害を加える旨の脅迫を受けたことがあり、今後（身体に対する暴力を受けた後に離婚した場合又は内縁関係を解消した場合も含みます。注7）、配偶者からの更なる身体に対する暴力により、その生命身体に重大な危害を受けるおそれ大きい場合には、その被害者は保護命令を申し立てることができます。

（注6） ①ルームシェアなどの専ら交友関係に基づく共同生活、②グループホーム、学生寮、社員寮などの福祉上、教育上、就業上等の理由による共同生活、③専ら血縁関係、親族関係に基づく共同生活は除かれません。

（注7） 身体に対する暴力を受けるなどしたのが、離婚後だけであるという場合には、保護命令を発令することができません。

Q 4 保護命令を申し立てることができるのは、誰ですか？

A 4 被害者本人です（注8）。

弁護士が、被害者の代理人となって申立てをすることはできますが、親族等や子らが、被害者本人の代わりに申立てをしたり、被害者本人の代理人となって申立てをしたりすることはできません。

（注8） 資力のない方でも、法テラス広島（TEL：050-3383-5483）において、無料の法律相談を受けることができます。ご本人で申立てをするとしても、あらかじめ、今後どうしたらいいのかについて、アドバイスを受けておくことは大変有益ですので、ご利用を検討してください。

なお、裁判所は、公平な立場から保護命令を認めるかどうかの判断をする機関ですので、その性質上、被害者の方々に対し、アドバイスをすることはできませんので、あらかじめご理解ください。

Q 5 広島県内で保護命令の申立てを行う場合、保護命令の申立先は、どこになるのですか？

A 5 保護命令を申し立てる裁判所は、①相手方の住所の所在地、②申立人の住所・居所の所在地、③申立てに係る配偶者からの暴力・脅迫が行われた地によって決まります。

広島地方裁判所本庁が申立先になる場合

上記①ないし③のいずれかが、広島市、廿日市市、東広島市、三原市旧加茂郡大和町、安芸高田市八千代支所の所管区域、大竹市、安芸郡、山県郡である場合は、〒730-0012 広島市中区上八丁堀2-43 広島地方裁判所民事第4部保全・保護命令係（TEL：082-502-1391）が申立先になります。

広島地方裁判所呉支部が申立先になる場合

上記①ないし③のいずれかが、呉市、江田島市、竹原市、豊田郡（大崎上島町）である場合は、〒737-0811 広島県呉市西中央4丁目1番46号 広島地方裁判所呉支部保護命令係（TEL：0823-21-5139）が申立先になります。

広島地方裁判所尾道支部が申立先になる場合

上記①ないし③のいずれかが、尾道市、三原市（大和町を除く。）、世羅郡世羅町（せらにし支所の所管区域を除く。）である場合は、〒722-0014 広島県尾道市新浜1丁目12番4号 広島地方裁判所尾道支部保護命令係（TEL：0848-22-5292）が申立先になります。

広島地方裁判所福山支部が申立先になる場合

上記①ないし③のいずれかが、福山市，神石郡，府中市，三次市のうち甲奴支所の所管区域，庄原市のうち旧総領町である場合は，〒720-0031 広島県福山市三吉町1丁目7番1号 広島地方裁判所福山支部保護命令係（TEL：084-923-2825）が申立先になります。

広島地方裁判所三次支部が申立先になる場合

上記①ないし③のいずれかが，三次市（甲奴町を除く。），庄原市（総領町を除く。），安芸高田市のうち甲田町，高宮町，美土里町，向原町，吉田町，世羅郡世羅町のうち小国，上津田，黒川，下津田，中，長田，山中福田，吉原である場合は，〒728-0021 広島県三次市三次町1725-1 広島地方裁判所三次支部（TEL：0824-63-5142）が申立先になります。

Q 6 広島地方裁判所に保護命令の申立てをする場合，費用はどのくらいかかりますか？

A 6 申立手数料として1000円の収入印紙を申立書に貼付し，また，郵便切手を合計2500円分（内訳500円切手3枚，280円切手1枚，100円切手2枚，82円切手5枚，10円切手10枚，1円切手10枚）を提出することが必要です。

Q 7 保護命令を申し立てる前に，何かしなければならぬのでしょうか？

A 7 まず，配偶者暴力相談支援センター又は警察署（生活安全課等）に相談に行っておく必要があります（相談に行っていない場合には，原則として，申立ては認められません。）。子への接近禁止命令又は親族への接近禁止命令の発令を申し立てようと考えている場合には，上記の相談の段階で，これらの命令が必要と考えられる事情についても話しておく必要があります。

広島県内で要件を満たす相談先は，次のとおりです。

- ① 警察署（生活安全課等）
- ② 広島市配偶者暴力相談支援センター
 - ・女性相談員による相談〔TEL：082-545-7498〕
 - ・土・日DV電話相談〔TEL：082-252-5578〕
- ③ 広島県西部子ども家庭センター
 - ・婦人相談員による相談〔TEL：082-254-0391〕
 - ・休日・夜間電話相談〔TEL：082-254-0399〕
- ④ 広島県東部子ども家庭センター
 - ・婦人相談員による相談〔TEL：084-951-2372〕
- ⑤ 広島県北部子ども家庭センター

・ 婦人相談員による相談

〔TEL：0824-63-5181（内線2313）〕

Q 8 保護命令を申し立てる場合には、どのような書類等を作成することが必要でしょうか？

A 8 保護命令申立書（別添1）に必要事項を記入し、同一のものを2部（裁判所が使用するものと相手方に送付するものの2部が必要です。）提出する必要があります。

なお、鉛筆書きでは消えてしまう可能性がありますので、鉛筆書きで原稿を作成した場合には、必ずコピーを2部取り、これを提出するようにしてください。

Q 9 保護命令申立書（別添1）には、申立人の住所を記載する欄がありますが、現在の住所（避難先等）を相手方に秘密にしたい場合には、どうすればよいでしょうか？

A 9 保護命令申立書は、相手方に送付することになりますので、相手方に秘密にしたい現在の住所（避難先等）を書くことは、適当ではありません。例えば、かつて相手方と同居していた際の住所を記載することにより、現在の住所（避難先等）を相手方に秘密にする方法等があります。このような場合の住所の記載方法については、申立書を裁判所に持参する際に、裁判所にご相談ください。

Q 10 保護命令を申し立てる場合には、どのような書類を添付し、提出する必要がありますか？

A 10 次の添付資料及び証拠資料を提出することが必要です。

(1)ア 法律上又は事実上の夫婦であることを証明する資料（裁判所が使用するもの〔市役所等で入手した現物が必要です。〕と相手方に送付するもの〔コピーで大丈夫です。〕の2部が必要です。）

例) 申立人と相手方の両方の戸籍謄本、住民票（マイナンバーの記載のないもの。マスキング不可。）

イ 同棲関係にあることを証明する資料（裁判所が使用するもの〔市役所等で入手した現物が必要です。〕と相手方に送付するもの〔コピーで大丈夫です。〕の2部が必要です。）

例) 申立人と相手方の両方の住民票（マイナンバーの記載のないもの。マス

キング不可。), 生活の本拠における交際のあることを示す写真, メール又は手紙, 住居所における建物の登記事項証明書又は賃貸借契約書の写し, 電気料金・水道料金・電話料金の支払請求書の写しなど

- (2) 暴力・脅迫を受けたことを証明する資料 (最も重要です。裁判所が使用するもの〔現物が必要です。〕と相手方に送付するもの〔コピーで大丈夫です。〕の2部が必要です。)

例) 負傷していることの診断書, 負傷部位の写真, 負傷した経過についての被害者の詳細な陳述書等

- (3) 相手方から今後身体的暴力を振るわれて生命, 身体に重大な危害を受けるおそれ大きいことを証明する資料 (裁判所が使用するもの〔現物が必要です。〕と相手方に送付するもの〔コピーで大丈夫です。〕の2部が必要です。)

例) 被害者の陳述書, 夫婦の関係をよく知る第三者の陳述書等

- (4) 子への接近禁止命令を求める場合であって, その子が15歳以上のときには, ①その子の同意書 (別添2), ②その同意書の署名が, その子本人によるものであることを確認することができるもの (その子が書いた学校のテストや手紙等) (①②とも, 裁判所が使用するもの〔現物が必要です。〕と相手方に送付するもの〔コピーで大丈夫です。〕の2部が必要です。)

- (5) 親族等への接近禁止命令を求める場合には, ①その親族等の同意書 (別添3, 注9), ②その同意書の署名押印が, その親族等本人によるものであることを確認することができるもの (その親族等の印鑑証明書, その親族等が書いた手紙等。注9), ③その親族等と申立人本人との身分関係を明らかにする戸籍謄本, 住民票 (マイナンバーの記載のないもの。マスキング不可。) 等 (注9), ④その親族等への接近禁止命令が必要である事情を明らかにする証拠 (その親族等作成の陳述書等) (上記①~③とも, 裁判所が使用するもの〔現物が必要です。〕と相手方に送付するもの〔コピーで大丈夫です。〕の2部が必要です。)

(注9) 親族等が15歳未満の場合又は成年被後見人の場合には, 上記①~③の代わりに, ④その法定代理人の同意書, ⑤その同意書の署名押印が, その法定代理人によるものであることを確認することができるもの (その法定代理人の印鑑証明書, その法定代理人が書いた手紙等), ⑥その法定代理人の資格証明書 (15歳未満の場合は戸籍謄本, 成年被後見人の場合は後見登記の登記事項証明書) (上記

④～⑥とも、裁判所が使用するもの〔現物が必要です。〕と相手方に送付するもの〔コピーで大丈夫です。〕の2部が必要です。）

Q11 相手方に秘密にしたい現住所等が証拠書類等に記載されているのですが、どうすればよいのでしょうか？

A11 提出した証拠書類等は、相手方に送付することになりますので、相手方に秘密にしたい現住所等が証拠書類等に記載されている場合に、それをそのまま証拠書類等として提出することは、適当ではありません。相手方に秘密にしたい現住所等が証拠書類等に記載がされている場合には、それをそのまま証拠書類等として提出するのではなく、その部分を黒塗りしたコピーを作成し、そのコピーを証拠書類等として提出してください。

Q12 保護命令を申し立てると、その後、どのように手続が進みますか？

A12 ①申立ての日又はその翌日頃、申立人の面接を実施し、②その1週間後頃に、相手方の意見を聴取するための面接を実施し（申立人は、相手方の面接の日に出席する必要はありません。逆に、その日には、裁判所の近辺に近寄らないことをお勧めします。）、③裁判所は、相手方の面接の日の後、早ければその当日に、保護命令の申立てに対する判断をします。

Q13 保護命令の申立てが却下されるのは、どのような場合ですか？

A13 保護命令は、裁判官が証拠に基づいて行う裁判ですので、その裏付けとなる証拠が不十分である場合、例えば、暴力・脅迫を受けたことを証明する資料として、陳述書くらいしか存在せず、負傷していることの診断書、負傷部位の写真、脅迫されたことの録音媒体等の客観的なものが存在しないであるとか、暴力・脅迫を受けたことを証明する資料として、客観的なものは存在しているけれども、暴力・脅迫を受けたのが、申立てよりも数か月以上前であるなどの場合には、保護命令の申立てが却下されることがないわけではありません。

Q14 保護命令の申立てが却下された場合、どうすればよいのでしょうか？

A14 判断を見直して、保護命令を認めてほしいとお考えの場合には、広島高等裁判所に対して、不服（即時抗告といいます。）を申し立てることができます。
また、配偶者暴力相談支援センター（Q7を見てください。）又は法テラス広島（Q4の注8を見てください。）に相談してみることもできます。